

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB学校（以下「学校」という。）に雇用され、教諭として就労していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、進級相談の面談中に突然倒れ、意識を失い、C病院に救急搬送され、「脳幹部出血」と診断され、同日、D病院に転院し、「脳幹出血」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病を発症したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の疾病名及びその発症時期について、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人は、平成〇年〇月〇日午後〇時〇分頃に本件疾病を発症したものであるとしており、当審査会としても、請求人の症状等から同医師の意見は妥当なものであると判断する。

(2) ところで、脳血管疾患等に係る業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものとする。

(3) そこで、認定基準に基づき、本件について検討すると、次のとおりである。

ア 異常な出来事について

本件疾病の発症直前から前日までの間において、請求人が業務上異常な出来事に遭遇した事実は認められない。

イ 短期間の過重業務について

請求人の本件疾病発症前1週間の業務従事状況については、本件の一件記録を精査するも、決定書理由に説示するとおり、①同期間における時間外労働時間は13時間58分であること、②休日も認められること、③請求人は、同月20日（本件疾病発症前日）に早退していることが認められること、及び、④授業や部活動等におけるトラブル等も見受けられないこと等を総合的に勘案すると、請求人が過重業務に従事したとは認められないものと判断する。

ウ 長期間の過重業務について

(ア) 請求人の本件疾病発症前6か月間（以下「評価期間」という。）におけ

る時間外労働時間数については、勤怠管理システム記録や体育館使用割り当て表をはじめとする一件記録を精査するも、決定書理由に記載のとおり、当審査会としても、監督署長の認定した時間外労働時間を妥当なものとは判断する。

(イ) 評価期間における請求人の就労状況であるが、決定書理由に説示するとおり、請求人の本件疾病発症前1か月前の時間外労働時間は「30時間56分」であり、業務と発症との因果関係が強いと評価される100時間には達しておらず、発症前2か月ないし6か月間の1か月間当たりの平均時間外労働時間数は「51時間53分」が最長であり、脳血管疾患の発症との関連性が強いと評価される1か月間当たりおおむね80時間を超えるまでには至っていないことから、過重な時間外労働があったとは認められないものである。これに加えて、一件記録を精査するも、決定書理由に説示するとおり、突発的な業務やトラブル等の事情も認められないものであることも考慮すると、評価期間において請求人が過重な業務に従事したとは認められないものと判断する。

(ウ) ところで、再審査請求代理人（以下「請求代理人」という。）は、監督署長の認定した時間外労働時間には、定期テストの採点等を自宅で行う等の持ち帰り残業が考慮されていない旨主張する。

この点、持ち帰り残業については、事業場（学校）での業務と比較して、精神的緊張、拘束性などは低いことから、持ち帰り残業に費やした時間をそのまま労働時間として評価するのは適切ではなく、事業主の明確な指揮命令に基づいて行われ、それを客観的に評価し得る成果物が認められる場合に負荷要因の一つとして評価するのが相当である。

本件については、一件記録を精査するも、事業主による明確な指揮命令及び持ち帰り残業による成果物は客観的に明らかではないものの、複数の同僚が、自身も定期テストの採点を自宅で行ったことがあり、請求人も定期テストの採点を自宅で行っていた可能性がある旨述べていること等に鑑みると、請求人は事業主の黙示的な指揮命令の下、定期テストの採点等の持ち帰り残業を行っていたと推認し得る。

この点、審査官は、請求人には一定の持ち帰り残業があったと仮定して、テストの採点するに要する時間とテストの受験者数から、持ち帰り残業に

従事したであろう時間を月5時間から16時間余りと推計しており、この審査官の推計は妥当なものと判断するところ、これを負荷要因として考慮しても、過重な業務に従事していたとまでは認め難く、上記（イ）の判断を左右しない。

（4）以上から、請求人の本件疾病は認定基準の対象疾病に該当するものの、「異常な出来事への遭遇」、「短期間の過重業務」及び「長期間の過重業務」のいずれも認められないことから、当審査会としても、本件疾病の発症は業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。

（5）なお、請求代理人のその余の主張についても、子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 以上のおりであるから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。